

平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第一条第二項、第二項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第一条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

（第一種指定化学物質）

（第一種指定化学物質）

（業種）

（第一種指定化学物質）

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

第一次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。口において同じ。）に含有されるものを含む。）であつて、特定第一種指定化学物質（別表第一第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第一百一十二号、第一百二十号、第一百八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百四十八号、第四百五十号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号に掲げる第一種指定化学物質をいう。口において同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（1）から（19）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（19）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

（第一種指定化学物質）

（第一種指定化学物質）

（第一種指定化学物質）

（第一種指定化学物質）

（第一種指定化学物質）

別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛

別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン

別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム

別表第一 第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
別表第一 第百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
別表第一 第百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
別表第一 第百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
別表第一 第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
別表第一 第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
別表第一 第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
別表第一 第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
別表第一 第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
別表第一 第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
別表第一 第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
別表第一 第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
別表第一 第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
別表第一 第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふつ素
別表第一 第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
別表第一 第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
別表第一 第五百五号に掲げる第一種指定化學物質 (当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。) のいずれかの質量 (その特定第一種指定化學物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該特定第二種指定化學物質が含有するそれぞれ(1)から(6)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化學物質」という。) が〇・五トン以上である事業所を有していること。
別表第一 第九十九号に掲げる第一種指定化學物質 カドミウム
別表第一 第百十二号に掲げる第一種指定化學物質 クロム
別表第一 第三百五十三号に掲げる第一種指定化學物質 鉛
別表第一 第三百五十五号に掲げる第一種指定化學物質 ニッケル
別表第一 第三百七十八号に掲げる第一種指定化學物質 硫素
別表第一 第四百四十四号に掲げる第一種指定化學物質 ベリリウム
ホニハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。
一 事業者による取扱いの過程において固体であつて、次の各号のいづれにも該当しないものであることをとする。 第一種指定化學物質が密封された状態で取り扱われる製品
二 第一種指定化學物質が密封された状態で取り扱われる製品
三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第一条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）
(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)
第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいづれかの第一種指定化學物質の割合が一パーセント以上であり、又はいづれかの特定第一種指定化學物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいづれにも該当しないものであることをとする。 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
二 第一種指定化學物質が密封された状態で取り扱われる製品
三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第一条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

(法第二条第六項の政令で定める要件)

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることをとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

(審議会等で政令で定めるもの)

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

(手数料の額等)

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したもの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいわう。）に複写したもの交付 一個につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付）を加えた額
- 三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。）一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額
- 4 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもつて納めることができる。
- 5 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。
- 6 （磁気ディスクによる届出又は請求の方法）

第九条 磁気ディスク（法第二十条第一項に規定する磁気ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものとの交付をしなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

(施行期日)

附 則 (平成二年六月七日政令第三二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成三年二月一八日政令第四四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四七号)
 この政令は、平成十六年三月一十九日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二七日政令第三三一八号)
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成二〇年一一月二一日政令第三五六六号)

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年度以降において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二〇日政令第二八八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則 (令和五年一一月二七日政令第三八二号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四八年法律第七百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第一百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第七百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理

の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に對して行われた意見の聽取は、この政令の施行後は、薬事審議会に對して行われたものとみなす。

別表第一（第一条 第四条関係）

一 亜鉛の水溶性化合物	二 亜鉛リビス（二メチルプロパニエノアート）
二 アクリルアミド	三 アクリルアミド
三 アクリル酸エチル	四 アクリル酸エチル
四 アクリル酸（ジメチルアミノ）エチル	五 アクリル酸及びその水溶性塩
五 アクリル酸重合物	六 アクリル酸（ジメチルアミノ）エチル
六 アクリル酸ブチル	七 アクリル酸メチル
七 アクリロニトリル	八 アクリロニトリル
八 アクリロレイン	九 アセトアルデヒド
九 アセナフテン	十 アセトアルデヒド
十 アセトナフテン	十一 アセトナフテン
十一 アセトナフチル	十二 アセトナフチル
十二 アセトナフチル	十三 アジピン酸、（N-（二アミノエチル）エタン-1-ニジアミン又はN-N-ビス（二アミノエチル）エタン-1-ニジアミン）と二（クロロメチル）オキシランの重縮合物
十三 アジピン酸ジエチル	十四 アセチルアセトン
十四 アセチルアセトナフチル	十五 オゾン（別名ピリフルキナゾン）
十五 オゾン（別名ピリジルメチル）アミノ】-六-【一・二・三・四-テトラヒドロ-三-【（三-ピリジルメチル）アミノ】-六-【一・二・三・四-テトラフルオロ-一-（トリフルオロメチル）エチル】キナゾリン-1-アセトアルデヒド	十六 一-アセチル-一-二-三-四-テトラヒドロ-三-【（三-ピリジルメチル）アミノ】-六-【一・二・三・四-テトラフルオロ-一-（トリフルオロメチル）エチル】キナゾリン-1-アセトアルデヒド
十六 オゾン（別名ピリフルキナゾン）	十七 アセトナフチル
十七 アセトナフチル	十八 アセトナフチル
十八 アセトナフチル	十九 アセトナフチル
十九 アセトナフチル	二十 アミノエタノール
二十 アミノエタノール	二十一 アミノエタノール
二十一 アミノエタノール	二十二 アミノ-四-クロロ-二-フェニルピリダジン-三（二H）-オン（別名クロリダゾン）
二十二 アミノ-四-クロロ-二-フェニルピリダジン-三（二H）-オン（別名クロリダゾン）	二十三 アミノ-三-メチル-六-ジクロロ-四-（トリフルオロメチル）フェニル】-三-シアノ-四-【（トリフルオロメチル）スルフィニル】ピラゾール（別名フィブロニル）
二十三 アミノ-三-メチル-六-ジクロロ-四-（トリフルオロメチル）フェニル】-三-シアノ-四-【（トリフルオロメチル）スルフィニル】ピラゾール（別名フィブロニル）	二十四 オルト-アミノフェノール
二十四 オルト-アミノフェノール	二十五 パラ-アミノフェノール
二十五 パラ-アミノフェノール	二十六 四-アミノ-六-ターシャリーブチル-三-メチルチオ-二-四-トリアジン-五（四H）-オン（別名メトリブジン）
二十六 四-アミノ-六-ターシャリーブチル-三-メチルチオ-二-四-トリアジン-五（四H）-オン（別名メトリブジン）	二十七 四-アミノ-三-メチル-六-フェニル-二-四-トリアジン-五（四H）-オン（別名メタミトロン）
二十七 四-アミノ-三-メチル-六-フェニル-二-四-トリアジン-五（四H）-オン（別名メタミトロン）	二十八 アリルアルコール
二十八 アリルアルコール	二十九 一-アリルオキシ-二-三-エボキシプロパン
二十九 一-アリルオキシ-二-三-エボキシプロパン	三十 三-アリルオキシ-一-二-ベンゾイソチアゾール-一-ジオキシド（別名プロベナゾール）
三十 三-アリルオキシ-一-二-ベンゾイソチアゾール-一-ジオキシド（別名プロベナゾール）	三十一 四-アリル-一-二-ジメトキシベンゼン
三十一 四-アリル-一-二-ジメトキシベンゼン	三十二 アリル-ヘキサノアート
三十二 アリル-ヘキサノアート	三十三 アリル-ヘプタノアート
三十三 アリル-ヘプタノアート	三十四 アルカノール（炭素数が十のものに限る。）（別名デカノール）
三十四 アルカノール（炭素数が十のものに限る。）（別名デカノール）	三十五 「（三-アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ」アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）-【（三-（オクタデカ-九-エンアミド）プロピル】（ジメチル）アンモニオ」アセタート並びにこれらの混合物
三十五 「（三-アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ」アセタート並びにこれらの混合物	三十六 （三-アルカンアミドプロピル）（メチル）-【（アルカノイルオキシ）エチル】アンモニウムクロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）
三十六 （三-アルカンアミドプロピル）（メチル）-【（アルカノイルオキシ）エチル】アンモニウムクロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）（Z）-オクタデカ-九-エン-一-アミン及び（九Z-一二Z）-オクタデカ-九-一二-ジエン-一-アミン並びにこれらの混合物	三十七 （アルカン-一-アミン）（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）（Z）-オクタデカ-九-エン-一-アミン及び（九Z-一二Z）-オクタデカ-九-一二-ジエン-一-アミンのオキシラン重付加物及び（九Z-一二Z）-オクタデカ-九-一二-ジエン-一-アミンのオキシラン重付加物の混合物
三十七 （アルカン-一-アミン）（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）（Z）-オクタデカ-九-エン-一-アミン及び（九Z-一二Z）-オクタデカ-九-一二-ジエン-一-アミン並びにこれらの混合物	三十八 アルカン-一-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）-オクタデカ-九-エン-一-アミンのオキシラン重付加物及び（九Z-一二Z）-オクタデカ-九-一二-ジエン-一-アミンのオキシラン重付加物の混合物

- 三十九 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエタン—一・二—ジイル）（アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であつて、数平均分子量が千未満のものに限る。）及びアルファーアルケニル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエタン—一・二—ジイル）（アルケニル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であつて、数平均分子量が千未満のものに限る。）並びにこれらの混合物
- 四十 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ「オキシエタン—一・二—ジイル／オキシ（メチルエタン—一・二—ジイル）」（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が九から十一までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が十のものを主成分とするものに限る。）に限る。）
- 四十一 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が九から十一までのものに限る。）
- 四十二 アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が九のものに限る。）
- 四十三 パラーアルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 四十四 アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- 四十五 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- 四十六 アルミニウムミトリス（エチル＝ホスホナート）（別名ホセチル又はホセチルアルミニウム）
- 四十七 安息香酸ベンジル
- 四十八 アンチモン及びその化合物
- 四十九 アントラゼン
- 五十 アントラゼン—九・一〇—ジオン（別名アントラキノン）
- 五一 石綿
- 五十二 アルファー（イソシアナトベンジル）—オメガー（イソシアナトフェニル）ポリ「（イソシアナトフェニレン）メチレン」
- 五十三 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシリクロヘキシル＝イソシアネート
- 五十四 イソブレン
- 五十五 四・四、一イソブロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）
- 五十六 イソブロピル＝三—クロロカルバニラート（別名クロルプロファム又はIPC）
- 五十七 三—（四—イソブロピルフェニル）—二—メチルプロパンール
- 五十八 四—イソブロピル—三—メチルフェノール
- 五十九 イソブロピル＝二—（四—メトキシビフェニル—三—イル）ヒドラジノホルマート（別名ビフェナゼート）
- 六十 三、一イソブロポキシ—二—トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）
- 六十一 一、一、一（イミノジオクタメチレン）ジグアニジン＝トリアセタート（別名イミノクタジン酢酸塩）
- 六十二 インジウム及びその化合物
- 六十三 エチリデンノルボルネン
- 六十四 エチル＝二—【四—（六—クロロ—二—キノキサリニルオキシ）フェノキシ】プロピオナート（別名キザロホップエチル）
- 六十五 エチルシクロヘキサン
- 五—エチル—五・八—ジヒドロ—八—オキゾ—【一・三】ジオキソロ「四・五—g」キノリン—七—カルボン酸（別名オキソリニック酸）
- 六十六 六十七 N—エチル—N・N—ジメチルテトラデカノン—一—アミニウムの塩
- 六十八 O—エチル＝O—（六—ニトロ—メタ—トリル）＝セカンダリープチルホスホルアミドチオアート（別名EPN）
- 六十九 N—（一—エチルブロピル）—二—六—ジニトロ—三・四—キシリジン（別名ペンドイメタリン）
- 七十 S—エチル＝ヘキサヒドロ—H—アゼビン—一—カルボチオアート（別名モリネート）
- 七十二 エチル＝（Z）—三—【N—ベンジル—N—】【メチル（—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ】チオ】アミノ】プロピオナート（別名アラニカルブ）
- 七十三 エチルベンゼン
- 七十四 O—エチル＝S—一—メチルブロピル＝（二—オキソ—三—チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）
- 七十五 エチレンオキシド
- 七十六 エチレンジリコールモノエチルエーテル
- 七十七 エチレンジリコールモノブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- 七十八 エチレンジアミン
- 八十九 エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
- 八十一 N・N—エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）
- 八十二 N・N—エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとN・N—エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）

八十三	一・一、一エチレンー二・二、一ビペリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）
八十四	(四一エトキシフェニル)「三一(四一フルオロー三一フエノキシフェニル)ブロビル」ジメチルシリラン（別名シラフルオフエン）
八十五	二一(四一エトキシフェニル)ー二メチルブロビル＝三一フエノキシベンジルエーテル（別名エトフエンブロツクス）
八十六	エピクロロヒドリン
八十七	一・二一エボキシブタン
八十八	一・二一エボキシプロパン（別名酸化ブロピレン）
八十九	塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）
九十分	塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。）
九十一	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
九十二	カリウム塩及びナトリウム塩
九十三	オキサンクロヘキサデカノンー二一オン
九十四	四・四、一オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
九十五	一オクタノール
九十六	オクタブロモジフェニルエーテル
九十七	オクタメチルシクロテトラシロキサン
九十八	カドミウム及びその化合物
九十九	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート
百一	二・四一キシレノール
百二	二・六一キシレノール
百三	キシレン
百四	銀及びその水溶性化合物
百五	百六 クメン
百七	百八 グリオキサー
百八	百九 グルタルアルデヒド
百九	百十 クレゾール
百十	百十一 クロム及び三価クロム化合物
百十二	百十三 クロロアニリン
百十四	百十五 一(二一クロロイミダゾ「一・二一a」ピリジンー三一イルスルホニル)ー三ー(四・六一ジメトキシピリミジンー二一イル)尿素（別名イマズスルフロン）
百十五	二一クロロー四一エチルアミノー六一イソプロピルアミノー一・三・五一トリアジン（別名アトラジン）
百十六	二一(四一クロロー六一エチルアミノー一・三・五一トリアジンー二一イル)アミノー二一メチルブロビオノニトリル（別名シアナジン）
百十七	四一クロロー三一エチルー一メチルーNー【四一(バラトリルオキシ)ベンジル】ピラゾールー五一カルボキサミド（別名トルフエンピラド）
百十八	二一クロロー二、一エチルーNー(二一メトキシー一メチルエチル)ー六、一メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）
百十九	二一クロロー二、一エチルーNー【(一S)ー二一メトキシー一メチルエチル】ー六、一メチルアセトアニリド及び二一クロロー二一エチルーNー【(一R)ー二一メトキシー一メチルエチル】ー六、一メチルアセトアニリドの混合物（二一クロロー二一エチルーNー【(一S)ー二一メトキシー一メチルエチル】ー六、一メチルアセトアニリドの含有率が八十重量パーセント以上のものに限る。）（別名S一メトラクロール）
百二十	百二十一 クロロエチレン（別名塩化ビニル）
百二十一	百二十二 三一クロローNー(三一クロロー五ートリフルオロメチルー二一ピリジル)ーアルファ・アルファ・アルファートリフルオロー二・六一ジニトローパラートルイジン（別名フルアジナム）
百二十二	一一【二一【一ークロロー四一(四一クロロフエノキシ)フェニル】ー四一メチルー一・三一ジオキソランー二一イル】メチル】ーHー一・二・四一トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）
百二十三	百二十四 クロロ酢酸
百二十四	二一クロロー二、一ジエチルーNー(二一ブロボキシエチル)アセトアニリド（別名ブレチラクロール）
百二十五	二一クロロー二、一ジエチルーNー(メトキシメチル)アセトアニリド（別名アラクロール）
百二十六	三一(四一クロロー五ーシクロベンチルオキシー二一フルオロフエニル)ー五一イソブロピリデンー一・三一オキサゾリジンー二・四一ジオン（別名ペントキサゾン）

- 百二十七 五一クロロ一二一(二・四一ジクロロフェノキシ)フェノール (別名トリクロサン)
百二十八 (R S)一五一クロロ一N—(一・三一ジヒドロ一一・一・三一トリメチルイソベンゾフラン一四一イル)一一・三一ジメチル一一H—ピラゾール一四一カルボキサミド (別名フライメトキサミド)
百二十九 一—クロロ一一・一—ジフルオロエタン (別名H C F C —一四二b)
百三十 クロロジフルオロメタン (別名H C F C —一三)
百三十一 三、一—クロロ一四・四、一ジメチル一一・三一チアジアゾール一五一カルボキサニリド (別名チアジニル)
百三十二 (R S)一—一—クロロ一N—(二・四一ジメチル一一—チエニル)—N—(二—メトキシ—一—メチルエチル)アセトアミド (別名ジメテナミドP)
百三十三 (S)一—一—クロロ一N—(二・四一ジメチル一一—チエニル)—N—(二—メトキシ—一—メチルエチル)アセトアミド (別名ジメテナミドP)
百三十四 三—クロロ—N—(四・六一ジメトキシピリミジン—一—イルカルバモイル)一一—メチル—五・六一ジヒドロ一一・四・二—ジオキサジン—三—イル
百三十五 三—(二—クロロ一一・三—チアゾール—五—イルメチル)一五一メチル—N—ニトロ一一・三・五一オキサジアジナン—四—イミン (別名チアメトキサム)
百三十六 (E)一一—(一—クロロ一一・三—チアゾール—五—イルメチル)一三—メチル—一—ニトログアニジン (別名クロチアニジン)
百三十七 二—クロロ一一・一・一・二—テトラフルオロエタン (別名H C F C —一二四)
百三十八 クロロトリフルオロエタン (別名H C F C —一三三)
百三十九 (R S)一—(四—クロロ—オルト—トリリオキシ)プロピオン酸 (別名メコブロッピ)
百四十 二—クロロ一一—(四—クロロ—オルト—トリリオキシ)プロピオン酸 (別名シマジン又はCAT)
百四十一 二—クロロ一一—(四—クロロ—オルト—トリリオキシ)プロピオン酸 (別名シマジン又はCAT)
百四十二 トランス—N—(六—クロロ—三—ビリジルメチル)—N—ニトロイミダゾリジン—一—イリデンアミン (別名イミダクロブリド)
百四十三 三—(六—クロロビリジン—三—イルメチル)一一—三—チアゾリジン—一—イリデンシアナミド (別名チアクロブリド)
百四十四 四—(二—クロロフェニル)—N—シクロヘキシル—N—エチル—四・五—ジヒドロ—五—オキソ—一H—テトラゾール—一—カルボキサミド (別名フエントラザミド)
百四十五 (R S)一一—パ—ラ—クロロフェニル—四・四—ジメチル—三—(一H—一一—二・四—トリアゾール—一—イルメチル)ペンタン—三—オール (別名テブコナゾール)
百四十六 パ—ラ—クロロフェニル—四・四—ジメチル—三—(一H—一一—二・四—トリアゾール—一—イルメチル)ペンタン—三—オール (別名テブコナゾール)
百四十七 三—クロロプロパン (別名塩化アリル)
百四十八 一—(二—クロロベンジル)—三—(一—メチル—一—フェニルエチル)尿素 (別名クミルロン)
百四十九 クロロベンゼン
百五十 クロロペンタフルオロエタン (別名C F C —一五)
百五十一 クロロホルム
百五十二 二—(二—クロロ一一—メシリ—三—(【テトラヒドロフラン—一—イルメトキシ】メチル】ベンゾイル】シクロヘキサン—一—三—ジオン (別名テフリルトリオン)
百五十三 三—(二—クロロ一一—メシリベンゾイル)一四—フエニルスルファニルビシクロ【三・二・一】オクタ—三—エン—一—オン (別名ベンゾビシクロ)
百五十四 クロロメタン (別名塩化メチル)
百五十五 (E)一N—【一—クロロ—五—】一一—(六—メチルビリジン—一—イルメトキシイミノ)エチル】ベンジル】カルバミン酸メチル (別名ビリベンカルブ)
百五十六 コバルト及びその化合物
百五十七 酢酸—一エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
百五十八 酢酸ビニル
百五十九 酢酸ヘキシル
百六十 酢酸二—メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
百六十一 サリチル酸メチル
百六十二 トランス—一—(二—シアノ—二—メトキシイミノアセチル)—三—エチル尿素 (別名シモキサニル)
百六十三 四・四、一ジアミノジフェニルエーテル
百六十四 無機シアノ化合物 (錯塩及びシアノ酸塩を除く。)
百六十五 ジイソプロピルナフタレン
百六十六 ジエタノールアミン
百六十七 O—二—ジエチルアミノ—六—メチルビリミジン—一—イル—O—O—ジメチル—O—ジメチル (別名ピリミホスマチル)
百六十八 N—N—ジエチルオカルバミン酸S—四—クロロベンジル (別名オベンカルブ又はベンチオカーブ)
百六十九 N—N—ジエチル—三—(二・四・六—トリメチルフェニルスルホニル)一一H—一一—二・四—トリアゾール—一—カルボキサミド (別名カフエンストロール)
百七十 ジエチレングリコールモノブチルエーテル
百七十一 四塩化炭素

百七十三	一・四一ジオキサシクロヘブタデカン一五・一七一ジオン
百七十四	一・三一ジカルバモイルチオ一一（N・Nジメチルアミノ）—プロパン（別名カルタップ）
百七十五	シクロヘキサ一一エン一一ニジカルボキシイミドメチル॥（R S）—시스—トランス—一・ニジメチル—三—（二—メチルプロパ—一—エニル）シクロプロパンカルボキシ
百七十六	ラート（別名アトラメトリノ）
百七十七	シクロヘキサン
百七十八	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル
百七十九	シクロヘキセン
百八十	シクロヘキシルアミン
百八十一	ジクロロアニリン
百八十二	ジクロロエタン（別名塩化ビニリデン）
百八十三	ジクロロエチレン
百八十四	ジクロロエタノール（別名CFC—一二）
百八十五	ジクロロエタノール（別名CFC—一四）
百八十六	ジクロロエタノール（別名CFC—一二三）
百八十七	ジクロロジフルオロメタン（別名CFC—一二）
百八十八	ジクロロジフルオロエタノール（別名CFC—一二四）
百八十九	ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC—一二四）
百九十一	二、二—ジクロロ—一、一—トリフルオロエタン（別名H C F C —一二三）
百九十二	二、四—ジクロロ—アルファ・アルファ・アルファート（別名トルクロホスマチル）
百九十三	二—「四—（二、四—ジクロロ—メタ—トルオイル）—一、三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ」—四—メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナツブ）
百九十四	三—（三、五—ジクロロフェニル）—N—イソプロピル—二、四—ジオキソイミダゾリジン—一—カルボキサミド（別名イプロジオン）
百九十五	一—（二、四—ジクロロフェニル）—N—（二、四—ジフルオロフェニル）—N—イソプロピル—五—オキソ—四—五—ジヒドロ—一H—一・二、四—トリアゾール—四—カルボキサ
ミド（別名イプロエンカルバルバゾン）	ミド（別名イプロエンカルバルバゾン）
百九十六	N—（三、五—ジクロロフェニル）—一、二—ジメチルシクロプロパン—一・二—ジカルボキシミド（別名プロシミド）
百九十七	三—（三、四—ジクロロフェニル）—一、二—ジメチル尿素（別名ジウロロン又はD C M U）
百九十八	（二—R S・四—R S）—一—「二—（二、四—ジクロロフェニル）—四—プロピル—一、三—ジオキソラン—一—イルメチル」—H—一・二、四—トリアゾール及び（二—R S・四—S R）—一—「二—（二、四—ジクロロフェニル）—四—プロピル—一、三—ジオキソラン—一—イルメチル」—H—一・二、四—トリアゾールの混合物（別名プロピコナゾール）
百九十九	三—「一—（三、五—ジクロロフェニル）—一—メチルエチル」—三—四—ジヒドロ—六—メチル—五—フェニル—二H—一・三—オキサジン—四—オン（別名オキサジクロメホン）
二百一	二、四—ジクロロフェニル—一—メトキシ—一—メチル尿素（別名リニュロン）
二百二	二、四—ジクロロフェノキシ酢酸（別名二、四—D又は二、四—P A）
二百三	二、三—ジクロロ—N—四—フルオロフェニルマレイミド（別名フルオルイミド）
二百四	ジクロロフルオロメタン（別名H C F C —一二）
二百五	ジクロロベンゼン
二百六	一、三—ジクロロ—二—プロパン
二百七	一、二—ジクロロプロパン
二百八	一、三—ジクロロプロパン（別名D—D）
二百九	ジクロロベンゼン
二百十	二—「四—（二、四—ジクロロベンゾイル）—一・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ」アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）
二百十一	四—（二、四—ジクロロベンゾイル）—一・三—ジメチル—五—ピラゾリル॥四—トルエンスルホナート（別名ピラゾレート）
二百十二	二、六—ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はD B N）
二百十三	ジクロロベンタフルオロプロパン（別名H C F C —一二五）
二百十四	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
二百十五	二—（二、四—ジクロロ—三—メチルフェノキシ）プロピオニアリド（別名クロメプロップ）
二、三—ジシアノ—一、四—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）	二、三—ジシアノ—一、四—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）

- 二百六十六 N・N-ジシクロペンタジエン
 一百六十七 ジシクロペンタジエン
 一百六十八 一・三-ジチオラーン-二-イリデンマロングジイソブロピル(別名イソブロチオラーン)
 一百六十九 ジチオリン酸S-(二・三-ジヒドロ-五-メトキシ-二-オキソ-三・四-チアジアゾール-二-イル)メチル-O-O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)
 一百七十 ジチオリン酸O-O-ジメチル-S-(二-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)
 一百七十一 ジチオリン酸O-O-ジメチル-S-(N-メチルカルバモイル)メチル(別名ジメトエート)
 一百七十二 ジチオリン酸O-O-ジメチル-S-(N-メチルカルバモイル)メチル(別名ジメトエート)
 一百七十三 (三R・四S・五S・六R・七R・九R・一R・一二R・一三S・一四R)-四-(二・六-ジデオキシ-三-C-メチル-三-O-メチル-アルファ-レリボ-ヘキソピラノシル)オキシ
 一百七十四 ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩
 一百七十五 四ナトリウム-五-八-ビス(カルボジチオアート)-二-五-八-一一-四-ペントアザベンゼンタデカンビス(ジチオアート)
 一百七十六 デナトリウム-二-二-ビニレンビス「五-(四-モルホリノ-六-アニリノ-三-五-トリアジン-二-イルアミノ)ベンゼンスルホナート」(別名CIフルオレスセント二百六十)
 一百七十七 ジニトロトルエン
 一百七十八 二-四-ジニトロフェノール
 一百七十九 ジフェニルアミン
 一百八十 五-五-ジフェニル-二-四-イミダゾリジンジオン
 一百八十一 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二-三-ジヒドロ-二-ジメチル-七-ベンゾ「b」フラニル(別名カルボスルファン)
 一百八十二 二-六-ジ-ターシヤリ-ブチル-四-クレゾール
 一百八十三 四-(二-二-ジフルオロ-三-ベンゾジオキソール-四-イル)-H-ピロール-三-カルボニトリル(別名フルジオキソニル)
 一百八十四 N-N-ジブロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル(別名ブロスルホカルブ)
 一百八十五 一-ニ-ジブロモエタン(別名一臭化エチレン又はEDB)
 一百八十六 ジブロモクロメタン
 一百八十七 二-二-ジブロモ-二-シアノアセトアミド
 一百八十八 ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-二-四〇一二)
 一百八十九 二-六-ジブロモ-二-メチル-四-トリフルオロメトキシ-四-トリフルオロメチル-二-三-チアゾール-五-カルボキサニリド(別名チフルザミド)
 一百九十一 (R,S)-O-S-ジメチルアセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)
 一百九十二 N-N-ジメチルアセトアミド
 一百九十三 五一-ジメチルアミノ-二-三-トリチアン(別名チオシクラム)
 一百九十四 (四S・四aR・五S・五aR・六S・二-aS)-四-(ジメチルアミノ)-三-五-六-一〇-二-二-a-ヘキサヒドロキシ-六-メチル-二-ジオキソ-四-四
 a・五・五
 一百九十五 a・六・一-二-a-オクタヒドロテトラゼン-二-カルボキサミド(別名オキシテトラサイクリン)
 一百九十六 ジメチルアミン
 一百九十七 三-(三-ジメチルウレイド)フェニル-ターシヤリ-ブチルカルバマート(別名カルブチレート)
 一百九十八 (E)-三-七-ジメチルオクタデシルアミン
 一百九十九 N-N-ジメチルオクタ-二-六-ジエニル-アセタート(別名酢酸グラニル)
 一百五十 ジメチルジスルフィド
 一百五十一 二-二-ジスルフィド-二-三-ジヒドロ-二-ベンゾフラン-七-イル-N-(N-(一-エトキシカルボニルエチル)-N-イソブロピルスルフェナモイル)-N-スチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)
 一百五十二 N-N-ジメチルドデシルアミン
 一百五十三 N-N-ジメチルドデシルアミン
 一百五十四 一-、-ジメチル-二-二-トリクロロ-ヘキドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)
 一百五十五 一-、-ジメチル-四-ビペリジニウムジクロリド(別名バラコート又はバラコートジクロリド)
 一百五十六 ジメチル(二-フェニルエチル)ベンゼン
 一百五十七 ジメチル(二-オルト-フェニレン)ビス(三-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)

- 二百五十八 三・三・ジメチルブタン酸=三・メシチル-「一オキソ-「オキサスピロ「四・四」ノナ-三-エン-四-イル（別名スピロメシフェン）
- 二百五十九 (R S)-N-「二-「(一・三・ジメチルブチル)-「三-チエニル」-「メチル-三-（トリフルオロメチル）-「H-ピラゾール-四-カルボキサミド（別名ペンチオピラド）
- 二百六十 N-「(一・三・ジメチルブチル)-N-「フェニル-「ラーフエニレンジアミン」
- 二百六十一 二-「(R S)-「一・三-ジメチルブチル」-「五-フルオロ-「三-ジメチルブチル」-「五-フルオロ-「一・三-ジメチルビラゾール-四-カルボキサニド（別名ベンフルフェン）
- 二百六十二 二-「ジメチルブロパン=（E）-「二-「四-ターシヤリ-ブチル」-「二-シアノ-「(一・三・四-トリメチルビラゾール-五-イル）ビニル（別名シェノビラフエ）
- 二百六十三 N-「(一・二-ジメチルブロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル（別名エスプロカルブ）
- 二百六十四 N-「(一・二-ジメチルホルムアミド）-「二-ジメチル-三-メチリデンビンクロ「二・二・」ヘブタン（別名カンフエ）
- 二百六十五 N-「(一・一-ジメチル-「(メチルスルホニル)エチル」-「三-ヨード-N-「二-メチル-四-「一・二・一-テトラフルオロ-「(トリフルオロメチル)エチル」
- 二百六十六 N-「(一・一-ジメチルホルムアミド）-「二-ジメチル-三-メチリデンビンクロ「二・二・」ヘブタン（別名カンフエ）
- 二百六十七 フェニル】 フタルアミド（別名フルベンジアミド）
- 二百六十八 一-「ジメトキシエタン
- 二百六十九 アルファー-（四・六-ジメトキシ-「一-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）-「オルト-トルイル酸メチル（別名ベンスルフロンメチル）
- 二百七十年 (R S)-「一-（四・六-ジメトキシピリミジン-「一-イルチオ）-「三-メチル-「一-ベンゾフラン-「(三H)-オオン（別名ピリフタリド）
- 二百七十一 二-「(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ」-「一-フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はPAP）
- 三百七十二 三・五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）
- 三百七十三 水銀及びその化合物
- 三百七十四 炭化けい素
- 三百七十五 硫酸リチウム
- 三百七十六 セリウム及びその化合物
- 三百七十七 ダイオキシン類
- 三百七十八 タリウム及びその化合物
- 三百七十九 一百八十一 炭化けい素
- 三百八十二 一百八十三 二-「チオキソ-「三・五-ジメチルテトラヒドロ-「H-」-「三・五-チアジアジン（別名ダゾメット）
- 三百八十四 一百八十五 チオ尿素
- 三百八十六 チオリん酸O-O-ジエチル-O-(二-イソブロピル-六-メチル-四-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
- 三百八十七 チオリん酸O-O-ジエチル-O-(三-五-六-トリクロロ-二-ピリジル)（別名クロルビリホス）
- 三百八十八 チオリん酸O-O-ジエチル-O-(五-フェニル-三-イソオキサゾリル)（別名イソキサチオ）
- 三百八十九 チオリん酸O-O-ジメチル-O-(三-メチル-四-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又はMPP）
- 三百九十一 チオリん酸O-O-ベンジル-O-O-ジイソブロピル（別名イブロベンホス又はIBP）
- 三百九十二 一百九十三 一-「(一-R-二-R-三S-四R-五R-六S)-「四-「五-デオキシ-「二-O-「二-デオキシ-「二-（メチルアミノ）-アルファ-L-グルコピラノシリ」-「三-C-ホルミル-アルファ-L-リキソフランノシリ」オキシ」-「二-五-六-トリヒドロキシシクロヘキサン-「三-ジイル」ジグアニジン（別名ストレプトマイシン）
- 三百九十四 二-「(R-三aS-五aR-五bS-九S-「三-S-「四-R-「六-aS-「六-bR)-「二-「(六-デオキシ-「一-三-四-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシリ」オキシ」-「三-「四-「(ジメチルアミノ)-「二-三-四-六-テトラデオキシベータ-D-エリトロ-「キソピラノシリ」オキシ」-「九-エチル-「四-メチル-「二-三-a-五a-五b-シ」-「三-「四-「(ジメチルアミノ)-「一-三-四-六-テトラデオキシベータ-D-エリトロ-「キソピラノシリ」オキシ」-「九-エチル-「四-メチル-「二-三-a-五a-五b-シ」-「三-「一-「(一-O-「一-「二-「三-「四-「六-a-「六-b-テトラデカヒドロ-「H-a-s-「インダセノ「三-「一-d」オキサシクロドデシン-「七-「五-ジオン（別名スピノシンA）及び(二S-三aR-五aS-五bS-九S-「三-S-「四-R-「六-aS-「六-bS)-「二-「(六-デオキシ-「一-三-四-トリ-O-メチル-アルファ-L-マンノピラノシリ」オキシ」-「一-三-「四-「(ジメチルアミノ)-「二-三-四-六-テトラデオキシベータ-D-エリトロ-「キソピラノシリ」オキシ」-「九-エチル-「四-「四-ジメチル-「二-三-a-五a-五b-六-九-一O-「一-「二-「三-「四-「六-a-「六-b-テトラデカヒドロ-「H-a-s-「インダセノ「三-「一-d」オキサシクロドデシン-「七-「五-ジオン（別名スピノシンD）の混合物（別名スピノサド）
- 二百九十五 デカナール（別名デシルアルデヒド）
- 二百九十六 デカブロモジフェニルエーテル

三百九十六	一・三・五・七—テトラアザトリシクロ「三・三・一・ ^{三・七} 」デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
二百九十七	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフライム）
二百九十八	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
二百九十九	四・五・六・七—テトラクロロイソベンゾフラン—一（三H）—オン（別名フサライド）
三百一	一・二・二—テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
三百二	テトラクロロエチレン
三百三	テトラヒドロフラン
三百四	テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百五	テトラフルオロエチレン
三百六	二・二・三・三—テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩）
三百七	ト（別名テフルトリル）
三百八	三・七・九・一三—テトラメチルアンモニウムヒドロキシド（錯塩を除く。）
三百九	二・二・三・三—テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名テトラアザベンタデカ—三・一—ジエン—六・一〇—ジオン（別名チオジカルブ）
三百十	二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジルⅡ（Z）—十三—（—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロペニル）—二—二—ジメチルシリクロ「五・三・一・ ^五 〇」ウンデカ—八—エン—九—イル】エタノン
三百十一	テルル及びその化合物
三百十二	テレフタル酸ジメチル
三百十三	テレフタル酸ジメチル
三百十四	銅水溶性塩（錯塩を除く。）
三百十五	一—ドデカノール（別名ノルマル—ドデシルアルコール）
三百十六	ドデカノン—一—チオール
三百十七	二—（N—ドデシル—N・N—ジメチルアンモニオ）アセタート
三百十八	ドデシル硫酸ナトリウム
三百十九	一・三・五—トリアジン—二・四・六—トリアミン（別名メラミン）
三百二十	トリイソプロパノールアミン
三百二十一	トリエチルアミン
三百二十二	トリオクチルアミン
三百二十三	一・一・一—トリクロロエタン
三百二十四	一・一・二—トリクロロエタン
三百二十五	トリクロロエチレン
三百二十六	トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC—一—三）
三百二十七	トリクロロトリフルオロビクリン（別名クロロピクリン）
三百二十八	（三・五・六—トリクロロ—一—ビリジル）オキシ酢酸（別名トリクロピル）
三百二十九	二・四・六—トリクロロフェノール
三百三十	トリクロロフルオロメタン（別名CFC—一—二）
三百三十一	一・二・三—トリクロロプロパン
三百三十二	トリクロロベンゼン
三百三十三	N—（トリクロロメチルチオ）—一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド（別名キヤプタン）
三百三十四	トリシクロ「五・二・一・ ^六 〇」デカ—四—エン—三—イルリプロピオナート
三百三十五	トリブチルアミン
三百三十六	アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—一・六—ジニトロ—N・N—ジプロピル—パラートルイジン（別名トリフルラリン）
三百三十七	トリブロモメタン（別名ブロモホルム）
三百三十八	トリメチルアミン
三百三十九	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩
三百四十	(E)—四—（—六—トリメチルシリクロヘキサ—一—エン—一—イル）ブタ—二—エン—一—オン
三百四十一	N・N・N—トリメチルドデカン—一—アミニウムの塩

三百四十二	トリメチルベンゼン
三百四十三	二・四・四-トリメチルペントーー-エン及び二・四・四-トリメチルペントーー-エンの混合物
三百四十四	トリメトキシ-「三-(オキシラン)-イルメトキシ」プロピル」シラン
三百四十五	トリレンジイソシアネート
三百四十六	トルイジン
三百四十七	トルエン
三百四十八	ナトリウム-アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム-ヒドロキシアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物
三百四十九	ナトリウム-「オキソ-ラムダ-」-「チオラート
三百五十	ナトリウム-「オキソ-ラムダ-」-「チオラート
三百五十一	ナトリウム-「-」-「ビフェニル-」-「オラート
三百五十二	ナフタレン
三百五十三	鉛及びその化合物
三百五十四	ニッケル
三百五十五	ニッケル化合物
三百五十六	二硫化炭素
三百五十七	オルト-ニトロアニリン
三百五十八	パラ-ニトロクロロベンゼン
三百五十九	ニトロベンゼン
三百六十	ニトロメタン
三百六十一	二-メチルメタン
三百六十二	一-ノナノール(別名ノルマル-ノニルアルコール)
三百六十三	バナジウム化合物
三百六十四	パラホルムアルデヒド
三百六十五	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が十二、十四、十六、十八又は二十のもの及びその混合物に限る。)
三百六十六	二・四-ビス(イソプロピルアミノ)-六-メチルチオ-「三・五-トリアジン(別名プロメトリン)
三百六十七	二・四-ビス(エチルアミノ)-六-メチルチオ-「三・五-トリアジン(別名シメトリン)
三百六十八	ビス(二-エチルヘキシル)-「Z」-ブタ-「エンジオアート
三百六十九	ビス(八-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)
三百七十	ビス(N-N-ジメチルジオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)
三百七十一	ビス(N-N-ジメチルジオカルバミン酸)N-N-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
三百七十二	ビス(二-スルフィド-ビリジン-「オラト」)銅
三百七十三	ビス(二-スルフィド-ビリジン-「オラト」)銅
三百七十四	(T-四)-ビス[「(チオキソ-カツバS)-」-「ビリジン-」-(=H)]-オラト-カツバO]亜鉛(II)
三百七十五	ビス(トリブチルスズ)「オキシド」セバケート
三百七十六	N-N-ビス(二-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)(Z)-N-N-ビス(二-ヒドロキシエチル)オクタデカ-九-エンアミド及び(九Z-一二乙)-N-N-ビス(二-ヒドロキシエチル)オクタデカ-九-一二-ジエンアミド並びにこれらの混合物
三百七十七	S-S-ビス(二-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)
三百七十八	硫酸及びその無機化合物
三百七十九	ヒドラジン
三百八十一	(-ヒドロキシエタン-「-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
三百八十二	四-ビニル-「シクロヘキセン
三百八十三	ヒドロキノン
三百八十四	ビフェニル
三百八十五	ビペラジン
三百八十六	ペロナール(別名ヘリオトロピン)

三百八十六	ピリジン
三百八十七	ピロカデコール（別名カテコール）
三百八十八	二・フエニルフェノール
三百八十九	N-フェニルマレイミド
三百九十九	フェニレンジアミン
三百九十一	フェノール
三百九十二	三-フェノキシベンジル=三-(2-ジクロロビニル)-1-ジメチルシクロプロパンカルボキンラート（別名ペルメトリン）
三百九十三	一・三-ブタジエン
三百九十四	タル酸ジオクチル
三百九十五	タル酸ジブチル
三百九十六	タル酸ブチル=（2-エチルヘキシル）
三百九十七	タル酸ブチル=ベンジル
三百九十八	二-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1-三-五-トリアジン
三百九十九	二-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1-三-五-チアジアジン-4-オン（別名ブロフェジン）
四百零一	ターシャリーブチル=2-エチルベルオキシヘキサノアート
四百零二	ターシャリーブチル-N-（四-エチルベンゾイル）-3-五-ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）
四百零三	N-「-（N-ブチルカルバモイル）-1-H-2-ベンゾイミダゾリル」カルバミン酸メチル（別名ベノミル）
四百零四	ターシャリーブチル-3-（四-シアノ-2-フルオロフェノキシ）フェノキシブロピオナート（別名シハロホップブチル）
四百零五	ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート
四百零六	ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート
四百零七	五-ターシャリーブチル-3-（2-四-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル）-1-三-四-オキサジアゾール-2-（3H）-1-オン（別名オキサジアゾン）
四百零八	一-（五-ターシャリーブチル-1-三-四-チアジアゾール-2-イル）-1-三-ジメチル尿素（別名テブチウロン）
四百零九	二-（四-ターシャリーブチルフェニル）-2-シアノ-3-オキソ-3-（2-トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸=2-メトキシエチル（別名シフルメトフェン）
四百一十	三-（四-ターシャリーブチルフェニル）プロパナー
四百十一	三-（四-ターシャリーブチルフェニル）-2-メチルプロパン
四百十二	ターシャリーブチルフェノール
四百十三	ターシャリーブチルフェノキシシクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット（別名ブロパルギット又はBPPS）
四百十四	ふつ化水素及びその水溶性塩
四百十五	二-ブテナール
四百十六	二-ターシャリーブтокシエタノール
四百十七	N-ブタキシメチル-2-クロロ-1-、-6-ジエチルアセトアリド（別名ブタクロール）
四百十八	フルフラール
四百十九	N・N-ブロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名ブロピネブ）
四百二十	ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン-1,2-）
四百二十一	四-ブロモ-2-（四-クロロフェニル）-1-エトキシメチル-5-（トリフルオロメチル）ピロール-3-カルボニトリル（別名クロルフェナビル）
四百二十二	三-ブロモ-1-「四-クロロ-1-メチル-6-（メチルカルバモイル）フェニル」-1-（3-クロロピリジン-2-イル）-1-H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名クロントラニリブロール）
四百二十三	ブロモジクロロメタン
四百二十四	ブロモトリフルオロスタン（別名ハロン-1,3-）
四百二十五	五-ブロモ-3-セカンドラリー-ブチル-6-メチル-1-二-三-四-テトラヒドロピリミジン-2-ジオン（別名ブロマシル）
四百二十六	三-（三-ブロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル）-N-N-ジメチル-1-二-四-トリアゾール-1-スルホニアミド（別名アミスルブロム）
四百二十七	一-ブロモブロパン
四百二十八	二-ブロモブロバン
四百二十九	ブロモメタン（別名臭化メチル）
四百三十	六・七・八・九・一〇・一〇-ヘキサクロロ-1-五・五a-ヘキサヒドロ-六・九-メタノ-1-四・三-ベンジオキサチエピン=3-オキシド（別名エンドスルファン又はベンゼエピン）

四百三十二	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム クロリド
四百三十三	ヘキサヒドロ一・三・五・トリス(二・ヒドロキシエチル)一・三・五・トリアジン
四百三十四	四・六・七・八・八・ヘキサメチル一・三・四・六・七・八・ヘキサヒドロシクロペンタ「g」イソクロメン
四百三十五	ヘキサメチレンジアミン
四百三十六	ヘキサメチレンジイソシアネート
四百三十七	ヘキサンジヒドラジド
四百三十八	ヘキサンジヒドロキシベンゾアート
四百三十九	ヘキシリル 二・ヒドロキシベンゾアート
四百四十	ヘキシリル 二・ヒドロキシベンゾアート
四百四十一	ヘキシリル 二・ヒドロキシベンゾアート
四百四十二	ヘキシリル 二・ヒドロキシベンゾアート
四百四十三	ヘキシリル 二・ヒドロキシベンゾアート
四百四十四	ヘキシリウム及びその化合物
四百四十五	ヘキシリウム及びその化合物
四百四十六	ヘキシリウム及びその化合物
四百四十七	ペルフルオロオクタノン酸(別名PFOA)及びその塩
四百四十八	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)
四百四十九	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十一	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十二	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十三	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十四	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十五	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十六	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十七	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十八	ヘキシリジン トリクロリド
四百五十九	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十一	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十二	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十三	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十四	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十五	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十六	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十七	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十八	ヘキシリジン トリクロリド
四百六十九	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十	ヘキシリジン トリクロリド
(乙)一・二・一・メチルアセトフェノン 四・六・ジメチル-1-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十一	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十二	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十三	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十四	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十五	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十六	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十七	ヘキシリジン トリクロリド
四百七十八	ヘキシリジン トリクロリド
N-メチルカルバミン酸-1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	ヘキシリジン トリクロリド
N-メチルカルバミン酸-2-セカンダリープチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	ヘキシリジン トリクロリド
メチルイソブチルケトン	ヘキシリジン トリクロリド
メチル-1-(3-オキソ-1-ベンチルシクロベンチル)アセタート	ヘキシリジン トリクロリド
メチルカルバミン酸-1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	ヘキシリジン トリクロリド
二-「メチル-1-(乙)-オクタデカ-9-エノイル」アミノ酢酸(別名オレオイルザルコシン)	ヘキシリジン トリクロリド
N-メチルカルバミン酸-1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	ヘキシリジン トリクロリド
N-メチルカルバミン酸-2-セカンダリープチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	ヘキシリジン トリクロリド

四百七十八	メチル (E)——[二——[六——(—シアノフェノキシ) ピリミジン——四——イルオキシ] フェニル]——三——メトキシアクリラート (別名アゾキシストロビン)
四百七十九	N——メチルジオカルバミン酸 (別名カーバム)
四百八十	N——メチルジチオカルバミン酸ナトリウム (別名メタムナトリウム塩)
四百八十一	N——メチルジデカン——一——イルアミン
四百八十二	アルファ——メチルスチレン
四百八十三	二——メチルチオ——四——エチルアミノ——六——(—·—ジメチルプロピルアミノ) —s——トリアジン (別名ジメタメトリン)
四百八十四	メチル ドデカノアート
四百八十五	(E)——三——メチル——四——(—·六·六——トリメチルシクロヘキサ——一——エン——一——イル) ブタ——三——エン——一——オ
四百八十六	メチルナフタレン
四百八十七	(R,S)——一——メチル——一——ニトロ——三——(テトラヒドロ——三——フリルメチル) グアニジン (別名ジノテフラン)
四百八十八	三——メチルピリジン
四百八十九	N——メチル——一——ピロリドン
四百九十一	二——メチルプロパン——二——チオール
四百九十二	三——メチルペント——三——エン——一——オノンと三——メチリデン——七——メチルオクタ——一·六——ジエンの反応生成物であつて、——(—·三·八·八——テトラメチル——一·二·三·四·五·六·七·八——オクタヒドロ——一——ナフチル) エタノン、——(—·三·八·八——テトラメチル——一·二·三·四·六·七·八·八——テトラメチル——一·二·三·五·六·七·八·八a——オクタヒドロ——一——ナフチル) エタノン及び——(—·三·八·八——テトラメチル——一·二·三·五·六·七·八·八a——オクタヒドロ——一——ナフチル) エタノンの混合物を八十重量パーセント以上含有するもの
四百九十三	二——メチル——N——【三——(—メチルエトキシ) フェニル】ベンズアミド (別名メブロニル)
四百九十四	S——メチル——N——(メチルカルバモイルオキシ) チオアセトイミダート (別名メソミル)
四百九十五	メチル (E)——メトキシンイミノ——【二——[[[(E)——一——【三——(トリフルオロメチル) フェニル】エチリデン】アミノ】オキシ】メチル】フエニル】アセタート (別名トリフロキシストロビン)
四百九十六	メチル (E)——メトキシイミノ——【二——(オルト——トリルオキシメチル) フェニル】アセタート (別名クレソキシムメチル)
四百九十七	四·四·一メチレンジニアリーン
四百九十八	メチレンビス(四·一フエニレン) ジイソシアネート
四百九十九	三——メトキシアニリン
五百〇〇	(E)——二——メトキシイミノ——N——メチル——一——(—フエノキシフェニル) アセトアミド (別名メトミノストロビン)
五百〇一	二——(—メトキシエトキシ) エタノール
五百〇二	三——メトキシカルボニルアミノフェニル 三——メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)
五百〇三	N——(六——メトキシ——二——ピリジル) —N——メチルチオカルバミン酸O——三——ターシャリーブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)
五百〇四	一——メトキシ——二——(—メトキシエトキシ) エタン
五百〇五	モリブデン及びその化合物
五百〇六	硫化(二·四·四——トリメチルベンテン)
五百〇七	硫酸ジメチル
五百〇八	りん化アルミニウム
五百〇九	りん酸ジブチル フェニル
五百〇十	りん酸ジメチル 二·二——ジクロロビニル (別名ジクロルボス又是DDVP)
五百〇十一	りん酸トリス(二·エチルヘキシル)
五百〇一二	りん酸トリス(二·クロロエチル)
五百〇十三	りん酸トリトリル
五百〇十四	りん酸トリフェニル
五百〇十五	りん酸トリブチル

備考
一 この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格K七二五二一一に定める数平均分子量をいう。
二 この表において「重量バーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第二(第二条関係)

一 アクリル酸——ヒドロキシプロピル
二 アクリル酸——ヒドロキシプロピル

- 四三 一・アミノ・九・一〇・アントラキノン
 四四 二・アミノ・三・クロロ・一・四・ナフトキノン（別名ACN）
 四五 五・イソプロビルアンモニウム＝（RS）—「（四・イソプロビル—四・メチル—五・オキソ—一・イミダゾリン—一・イル）ニコチナート（別名イマザビル又はイマザビルイソプロビルアミン
 塩）
 四六 六・二・イミダゾリンチオン
 四七 一・一・一・イミノジ（オクタメチレン）ジグアニジン（別名イミノクタジン）
 四八 六・エチルメチルケトンペルオキシド
 四九 六・エトキシ・二・ジヒドロ・二・二・四・トリメチルキノリン（別名エトキシキン）
 五一 一・二・エボキシ・三・（トリルオキシ）プロパン
 五二 二・三・エボキシ・一・プロパノール
 五三 十一・エマメクチン安息香酸塩（別名エマメクチンB—a 安息香酸塩及びエマメクチンB—b 安息香酸塩の混合物）
 五四 塩化ベンゾイル
 五五 オクタノン
 五六 オクタノン—一・チオール
 五六 （二・一・クロロエチル）トリメチルアンモニウム＝クロリド
 五七 クロロシクロヘキサン
 五八 （RS）—一・三・クロロ—四・（一・一・一・トリフルオロロ—一・トリフルオロメトキシエトキシ）フェニル】—三—（二・六・ジフルオロベンゾイル）尿素（別名ノバルロン）
 五九 一・四・二・クロロ—四・（トリフルオロメチル）フェノキシ】—一・フルオロフェニル】—三—（二・六・ジフルオロベンゾイル）尿素（別名フルフエノクスロノ）
 六〇 二十九 オルト・クロロトルエン
 六一 二十一 パラ・クロロトルエン
 六二 二十二 （E）—N—【（六・クロロ—三・ピリジル）メチル】—N—エチル—N—メチル—ニトロエテノ—一・一・ジアミン（別名ニテンピラム）
 六三 二十三 （RS）—二・二・二・（三・クロロフェニル）—二・二・エボキシプロピル】—一・エチルインダン—一・三・ジオノ（別名インダノファン）
 六四 二十四 （RS・五RS）—五・（四・クロロフェニル）—N—シクロヘキシル—四・メチル—二・オキソ—一・三・チアゾリジン—三・カルボキサミド（別名クロルフタリム）
 六五 二十五 N—（四・クロロフェニル）—一・シクロヘキゼン—一・一・ジカルボキサミド（別名クロルボキサミド）
 六六 二十六 一・（四・クロロフェニル）—三・（二・六・ジフルオロベンゾイル）尿素（別名ジフルベンズロン）
 六七 二十七 四一 三・（四・クロロフェニル）—三・（三・四・ジメトキシフェニル）モルホリン（別名ジメトモルフ）
 六八 二十八 二一 二・四・四・クロロフェニル】—二・（H—一・二・四・トリアゾール—一・イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）
 六九 二十九 四・クロロフェニル】—二・四・五・トリアクロロフェニル】スルホン（別名デトライボン）
 七〇 三十 （RS）—四・（四・クロロフェニル）—二・（H—一・二・四・トリアゾール—一・イルメチル）ブチロニトリル（別名フェンブコナゾール）
 七一 三一 【二・三・（四・クロロフェニル）プロピル】—二・四・四・四・トリアゾール—一・三・オキサゾリジン—三・イル】（H—イミダゾール—一・イル）メタノン
 七二 三二 三・一・クロロ—一・二・プロパンジオール
 七三 三三 三・一・クロロ—一・メチル—一・プロペン
 七四 三四 三・一・クロロ—一・メトキシ—四・メチルビリジン—二・イル】（二・三・四・トリアゾトキシ—六・メチルフェニル）メタノン（別名ビリオフェノン）
 七五 三五 酢酸ベンジル
 七六 三六 シアナミド
 七七 三七 （RS）—二・シアノ—N—【（R）—一・（二・四・ジクロロフェニル）エチル】—三・三・ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）
 七八 三八 （RS）—アルファ・シアノ—三・（フェノキシベンジル）N—（一・クロロ—アルファ・アルファ・トリフルオロ—バラ・トリル）—D—バリナート（別名フルバリネート）
 七九 三九 アルファ・シアノ—三・（フェノキシベンジル）N—（一・ジクロロビニル）—二・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シペルメトリン）
 七〇 四〇 （S）—アルファ・シアノ—三・（フェノキシベンジル）N—（R・三S）—一・二・ジメチル—三・（二・二・二・一・テトラブロモエチル）シクロプロパンカルボキシラート（別名トラロメトリン）
 七一 七一 （RS）—アルファ・シアノ—三・（フェノキシベンジル）エチル】—三・三・三・テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）
 七二 七二 アルファ・シアノ—四・フルオロ—三・（フェノキシベンジル）N—（一・ジクロロビニル）—一・二・ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シフルトリン）
 七三 七三 一・【二・（シクロプロビルカルボニル）アニリノスルホニル】—三・（四・六・ジメトキシベンジル）尿素（別名シクロスルファムロン）
 七四 七四 四・シクロプロビル—六・メチル—N・（フェニルビリミジン—二・アミン）（別名シプロジニル）
 七五 七五 N—（シクロヘキシルチオ）フタルイミド
 七六 七六 一・（三・五・ジクロロ—二・四・ジフルオロフェニル）—三—（二・六・ジフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）
 七七 七七 一・三・ジクロロ—五・五・ジメチルイミダゾリジン—一・四・ジオノ

四十九 ル	N—(—三—ジクロロ—四—ヒドロキシフェニル)——メチルシクロヘキサンカルボキサミド（別名フェンヘキサミド） (R S)——(—四—ジクロロフェニル)—三—(—H—) —二・四—トリアゾール—イル プロピル=一・一・二—テトラフルオロエチル=エーテル（別名テトラコナゾー ル）
五十 一	(R S)——[—五—ジクロロ—四—(—一・一・三・三・三—ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]—三—(—六—ジフルオロベンゾイル)尿素（別名ルフエヌロン）
五十 二	ジチオリン酸O・O—ジエチル—S—(—エチルチオエチル)（別名エチルチオメトン又はジスルホトニ）
五十 三	ジナトリウム=四—アミノ—三—[四、一(二・四—ジアミノフエニルアゾ)—一、一—ビフェニル—四—イルアゾ]—五—ヒドロキシ—六—フェニルアゾ—二・七—ナフタレンジス ルホナート（別名C Iダイレクトブラック三十八）
五十四	[三—(四・五—ヒドロイソオキサゾール—三—イル)—四—メシリ—(—メチルフェニル)]（五一ヒドロキシ—メチルピラゾール—四—イル）メタノン
五十五	ジフェニルエーテル
五十六	一・三—ジフェニルグアニジン
五十七	二・四—ジフルオロ—(—三—トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド
五十八	N・N—ジメチルアニリン
五十九	三・七—ジメチルオクタ—六—ジエン—三—イル=アセタート（別名酢酸リナリル）
六十 一	(E)—三—七—ジメチルオクタ—六—ジエン—オール（別名ゲラニオール）
六十 二	S・S—ジメチル=—ジフルオロメチル—四—イソブチル—六—トリフルオロメチルピリジン—三—五—ジカルボチオアート（別名ジチオビル）
六十 三	N・N—ジメチルテトラデカン—アミン (R S)—N—[—(三—五—ジメチルフェノキシ)—メチルエチル]—六—(—フルオロ—メチルエチル) —一・三—五—トリアジン—四—ジアミン（別名トリアジフ ラム）
六十四	二—ニ—ジメチルブタン酸=三—(—四—ジクロロフェニル)—オキソ—オキサスピロ[四・五]デカ—三—エン—四—イル（別名スピロジクロフェン）
六十五	臭素
六十六	臭素酸の水溶性塩
六十七	チオりん酸O—四—プロモ—クロロフェニル—O—エチル—S—プロピル（別名プロフェノホス）
六十八	デカヒドロナフタレン
六十九	三・六・九—トリアザウンドカン—ジアミン（別名テトラエチレンペントミン）
七十 一	トリエチレンテトラミン
七十 二	一・三・五—トリス[—エポキシプロピル]—三—五—トリアジン—四—六(—H・三H・五H) —トリオン
七十 三	一・三・五—トリス[—ジメチルアミノ]プロピル]ヘキサヒドロ—三—五—トリアジン
七十 四	二・四—六—トリニトロトルエン
七十 五	二・四—六—トリプロモフェノール
七十 六	ブタン—二—イル=アセタートの混合物（別名イソボルニル=アセテート）
七十 七	三・五—トリメチル—ヘキサノール
七十 八	トルエンジアミン
七十 九	二アクリル酸ヘキサメチレン
八十 一	ニトロエタン
八十 二	二・二—ビス(プロモメチル)プロパン—三—ジオール（別名ジプロモネオペンチルグリコール）
八十 三	二・二—ビス(—メチル—フェニルエチル)=ペルオキシド
八十 四	ビス(—りん酸)三亜鉛
八十 五	四—ヒドロキシ安息香酸プロピル（別名パラオキシ安息香酸プロピル）
八十 六	二—ヒドロキシ安息香酸(乙) —三—ヘキセニル
八十 七	四—ヒドロキシ安息香酸メチル
八十 八	二—ビニルピリジン
八十 九	二—フェノキシエチル=イソブチレート
九十 フ	エノチアジン

九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 百 百一 百二 百三 百四 百五 百六 百七 百八 百九 百十 百十一 百十二 百十三 百十四 百十五 百十六 百十七 百十八 百十九 百二十 百二十一 百二十二 百二十三 百二十四 百二十五 百二十六 百二十七 百二十八 百二十九 百三十 百三十一 百三十二 百三十三 百三十四 百三十五 硫酸ジエチル ラクトニトリル	ブタ「—イン—・四—ジオール フタル酸ジアリル フタル酸ジイソブチル フタル酸ジエチル フタル酸ジトリデシル N—ブチル—N—エチル—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—一・六—ジニトロ—パラ—トルイジン（別名ベスロジン又はベンフルラリン） ブチル—二・三—エボキシプロピルエーテル 三—(五—タ—シャリ—ブチル—一・二—オキサゾール—三—イル) —一・一—ジメチル尿素（別名イソウロン） N—ブチルカルバミド酸=三—ヨード—二—プロピニル 三—タ—シャリ—ブチル—五—クロロ—六—メチルウラシル（別名タ—バシリ） 五—タ—シャリ—ブチル—三—(二—四—ジクロロ—五—(プロパ—) —一—イン—一—イルオキシ) フェニル】—一・三・四—オキサジアゾール—(三H)—オン（別名オキサジアルギル） 一—(四—タ—シャリ—ブチル—二・六—ジメチル—三—五—ジニトロフェニル) エタノン タ—シャリ—ブチル 四—【(一—三—ジメチル—五—フェノキシ—四—ビラゾリル) メチル】ベンゾアート（別名フェンビロキシメート） 一—タ—シャリ—ブチル—(三—五—ジメチルベンゾイル) —一—(三—メトキシ—一—メチルベンゾイル) ヒドラジン（別名メトキシフェノジド） タ—シャリ—ブチル ヒドロペルオキシド 四—タ—シャリ—ブチルフエノール 二—タ—シャリ—ブチル—五—(四—タ—シャリ—ブチルベンジルチオ) —四—クロロ—三(二H)—ピリダジノン（別名ピリダベン） N—(四—タ—シャリ—ブチルベンジル) —四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—五—カルボキサミド（別名テブフェンピラド） N—(タ—シャリ—ブチル) —二—ベンゾチアゾールスルフェニアミド フラン 百十一 百十二 百十三 百十四 百十五 百十六 百十七 百十八 百十九 百二十 百二十一 百二十二 百二十三 百二十四 百二十五 百二十六 百二十七 百二十八 百二十九 百三十 百三十一 百三十二 百三十三 百三十四 百三十五 硫酸ジエチル ラクトニトリル
--	---